

船員健康管理手帳の交付申請手続きについて

○ 船員健康管理手帳の交付申請手続き

- 船員健康管理手帳の交付を申請する方は、以下の必要書類を地方運輸局（神戸運輸監理部及び沖縄総合事務局を含む）に提出して下さい。

（申請書は地方運輸局の窓口には置かれていない他、国土交通省HPから入手することもできます。）

石綿を取り扱う作業に従事した経験が交付要件以上の期間ある方

交付要件②、③

- ① 申請書
- ② 従事歴申告書
- ③ 船員保険被保険者記録
- ④ 次に掲げる書類のいずれか。
 - （Ⅰ）石綿を取り扱う作業に従事していたこと及び従事期間について記載した船舶所有者の証明書
 - （Ⅱ）本人の申立書及び船員手帳の写し
- ⑤ 上記④が入手できない場合は、本人の申立書及び次に掲げる書類のいずれか。
 - （Ⅰ）給与明細の写し
 - （Ⅱ）石綿を取り扱う作業に従事していたこと及び従事期間について記載した2名以上の元同僚の証明書及び元同僚の船員手帳の写し
 - （Ⅲ）その他本人の申立書に記載された内容を裏付ける客観的な書類

両肺野に石綿による不整形陰影又は胸膜肥厚がある方

交付要件①、④

上記の書類（上記③を除く。）のほか、レントゲン写真又はCT写真及び不整形陰影又は胸膜肥厚の陰影がある旨の記述等のある医師による診断書

船員健康管理手帳制度に関するお問い合わせは

国土交通省海事局船員政策課安全衛生室

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 TEL 03-5253-8111 内線45144

最寄りの地方運輸局窓口一覧

<http://www.mlit.go.jp/maritime/unkohroh/unkou10/kenkokanri/kyoku.pdf>

船員健康管理手帳の交付を受けた方は、医療機関（又は都道府県労働局）から、年に2回の無料健康診断の受診に関する案内があります。
通知がきましたら、**無料健康診断**を受けることができます。

（参考）船員保険における職務上の給付の申請手続きについて

中皮腫等石綿に関する疾患が発症した場合は、職務上の疾病として保険給付の申請を行うことができます。

（詳細については、船員保険を取り扱う最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署へお問い合わせください。）